

令和3年1月4日

お客様 各位

丸八信用組合

## 「定期積金自動再契約」サービス導入に伴う定期積金規定改定のお知らせ

当組合では、令和3年4月以降に新規に給料天引きを開始する定期積金に「定期積金自動再契約」サービスを導入することに伴い、令和3年2月1日から定期積金規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 改定となる規定

定期積金規定

#### 2 規定改定日

令和3年2月1日（月）

#### 3 主な改定内容

自動再契約の新設

満期日の属する月を開始月とする定期積金として自動的に再契約し、積金口座を新たに開設する条項を新設するものです。

※定期積金規定の改定部分は、参考「新旧対照表」をご確認ください。

令和2年4月以降は、当組合のホームページで最新の預金等規定を確認することができますため、預金等規定の窓口配布等は終了いたしました。

なお、お客様から紙ベースでの配布依頼があった場合には、窓口等に対応します。

▶ 定期積金規定

(参考)

定期積金規定（新旧対照表）

改定前	改定後
(新設)	<p><u>2. (自動再契約)</u></p> <p><u>(1) この積金は、満期日の属する月を開始月とする第1条第1号の「定期積金」として自動的に再契約し、積金口座を新たに開設いたします。ただし、次の各号のひとつにでも該当した場合は、自動再契約いたしません。</u></p> <p><u>①満期日前に中途解約した場合</u></p> <p><u>②約定どおり払込みが行われなかった場合</u></p> <p><u>③事前に自動再契約中止の申し出があった場合</u></p> <p><u>④再契約後の積金の初回払込み日に、給料から控除された掛金が払込まれない場合</u></p> <p><u>(2) 再契約後の積金金利は、満期月における当組合の「預金等店頭揭示金利表」の「定期積金」利率が適用されます。</u></p> <p><u>(3) 掛金、積立期間、満期金受取方法、及び満期金振替普通預金口座の再契約内容は、再契約前と同一とします。</u></p> <p><u>(4) 再契約前の契約内容を変更する場合、及び再契約を中止する場合は、満期月の前月の組合が定める日までに、その旨を書面にて申し出ください。</u></p>
<p><u>4. (契約内容の通知)</u></p> <p><u>第2条の掛金の払込みを確認した後、</u> <u>_____</u>当該契約に係る掛金の金額及び初回掛金払込日、積立期間、満期日、給付契約金等の契約内容を積金者に通知します。</p>	<p><u>5. (契約内容の通知)</u></p> <p><u>初回掛金の払込み後(自動再契約時の初回を含む。)</u>に、当該契約に係る掛金の金額及び初回掛金払込日、積立期間、満期日、給付契約金等の契約内容を積金者に通知します。</p>
<p><u>8. (反社会的勢力との取引拒絶)</u></p> <p><u>第10条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設を</u></p>	<p><u>9. (反社会的勢力との取引拒絶)</u></p> <p><u>第11条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設を</u></p>

お断りするものとします。	お断りするものとします。
<p><u>1 0.</u> (解約等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、又は積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、又はこの積金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この積金の積金者が<u>第 1 4 条</u>に違反した場合</p> <p>③ ～⑥ 略</p> <p>(3)、(4) 略</p>	<p><u>1 1.</u> (解約等)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、又は積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、又はこの積金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この積金の積金者が<u>第 1 5 条</u>に違反した場合</p> <p>③ ～⑥ 略</p> <p>(3)、(4) 略</p>

以上